

桜井市教育推進プラン

(令和6年度 ～ 令和8年度)

令和6年3月
桜井市教育委員会

はじめに

生成 AI によって人の考え方や仕事のやり方は大きく変わり、AI の新しい時代に入りました。この流れは単なる「ブーム」で終わってしまうものではなく、着実に、しかも 1 か月単位で社会や産業が変わっていくということを私たちは理解しておかねばなりません。しかし、今後の社会等がどのように変化していくのかは誰にも予想できず、そのときそのときで適切なポジションをとっていくことが求められます。このような社会で必要なことは「常に変化に向き合い、自分を変化させ、学び続ける」ことです。

一方で、歴史的に重要であったものは今後とも大切にしていける必要があります。コミュニケーションや論理的な思考、人としてどう生きるのか等、これまで学校教育や社会の中で大切にしてきたことをベースにして、「感謝し、互いを理解しあう」子どもたちや地域社会を育てていきたいと考えています。

桜井市教育委員会
教育長 上田陽一

桜井市教育推進プラン INDEX

はじめに

桜井市教育推進プラン策定にあたって

- (1) 桜井市教育推進プランとは 1
- (2) 桜井市教育推進プランの概要 1
- (3) 取組の方向性 1
- (4) 今後のスケジュール 2

基本方針1 自ら学ぶ力をはぐくむ 2

基本方針2 深く考える力をはぐくむ 4

基本方針3 豊かに生きる力をはぐくむ 5

基本方針4 健やかな体をはぐくむ 6

基本方針5 自他ともに尊重する心をはぐくむ 7

基本方針6 地域の中で学びを深める 8

おわりに 10

桜井市教育推進プラン（令和6年度～令和8年度）

桜井市教育推進プラン策定にあたって

(1) 桜井市教育推進プランとは

令和5年6月、『第4期教育振興基本計画』が策定されました。これは、「教育基本法（平成18年）に示された理念」と「日本の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図る」ため、同法17条第1項に基づき政府が策定するものです。基本計画のコンセプトを「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」とし、今後の教育政策に関する3つの基本的な方針が示されました。そして、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」が提言されました。

令和4年4月、桜井市では『第3期教育振興基本計画』を踏まえ、令和4年度から5年間の「教育の基本理念や施策の根本となる方針」を定める『第2期桜井市教育大綱』を策定しました。第6次桜井市総合計画や奈良県の第2期教育振興大綱との整合を図りながら、教育に対する桜井市の理念・信念を記載しています。

教育大綱では、「めざす市民像」「めざす子ども像」及びこれらを実現するための6つの方針を示しました。

【第2期桜井市教育大綱が示す 市民像・子ども像 及び 基本方針】

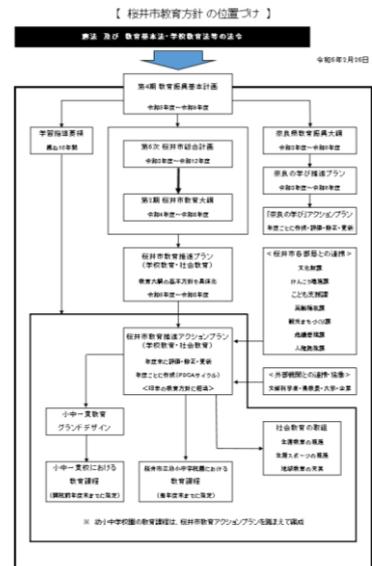
<めざす市民像>

- 生涯にわたって主体的に学習し、心身ともに健やかに生きる市民
- 人権を尊重する民主的な社会の実現に努める市民
- 郷土の文化遺産を愛護し、文化の発展に寄与する市民
- 文化芸術やスポーツに親しみ、生涯をとおして主体的に取り組む市民

<めざす子ども像>

「知」・・・基礎・基本を身に付け、自ら考え、判断し、表現する子ども
 「徳」・・・豊かな感性と社会性を身に付け、自他を尊重する子ども
 「体」・・・進んで運動に取り組み、健康でたくましく生きる子ども

基本方針1 自ら学ぶ力をはぐくむ
 基本方針2 深く考える力をはぐくむ
 基本方針3 豊かに生きる力をはぐくむ
 基本方針4 健やかな体をはぐくむ
 基本方針5 自他ともに尊重する心をはぐくむ
 基本方針6 地域の中で学びを深める



(2) 桜井市教育推進プランの概要

この度、桜井市教育委員会では、第4期教育振興基本計画・第2期桜井市教育大綱を踏まえ、「桜井市教育推進プラン」を策定しました。本教育推進プランは令和6年度を初年度として令和8年度までの期間を対象とし、国の方針や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正します。

学校教育については、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指し、第2期桜井市教育大綱に示された基本方針ごとに、『幼児教育の充実』及び『学校教育の充実』のそれぞれについて、取組の方向性としての「実現に向けて」「現状と課題」「実現目標」を示しました。また、「実現目標」は重点的に取り組む具体的な施策としての「取組内容」とその施策の成果を確認するための「指標」を提示しています。

社会教育については、『生涯学習の推進』及び『生涯スポーツの推進』について、第2期桜井市教育大綱に示された基本方針ごとに、取組の方向性としての「実現に向けて」「現状と課題」「実現目標」を示しました。

『地域教育の充実』は、学校教育・社会教育の両方に関わる内容であることから、『学校教育の充実』及び『生涯学習の推進』の中で示すこととしました。

これまで策定してきた「桜井市教育方針」は、本教育推進プランに基づいて年度ごとに策定する「桜井市教育アクションプラン」として示し、具体的な取組を当該年度内に評価して次年度の取組に反映するPDCAサイクルにより進めます。学校は、本教育推進プラン及び当該年度の桜井市教育アクションプラン（学校教育）に基づき、自校の実態を考慮して当該年度の教育課程を編成することとします。

(3) 取組の方向性

① 幼児教育・学校教育

幼児期の子どもたちは、家庭・幼稚園・保育所・地域など様々な場での生活や遊びを体験することで心と体を発達させます。そのため、幼児教育では指先から足先まで体をいっぱい使い運動したり、保護者や友だちと関わりながら遊びを通じた経験を積み重ねたりすることにより「豊かな心・健やかな体」の成長を図っています。

小学校・中学校の段階では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進め、児童生徒一人ひとりが学ぶことに興味を持ち、生涯学び続けようとする意欲を培うことが大切です。学校では、学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICT等を活用して子どもたちの学習意欲を高めるとともに、学び方や教

え方の工夫改善を図っています。

今後も、誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができる教育環境を幼児児童生徒個々の状況に合わせて整備していきます。

② 社会教育

社会教育の基盤である各施設（公民館、図書館、体育館等）は、市民が主体的に学び、交流をする重要な拠点施設です。時代の変化や年齢等に応じた地域のニーズに応えながら学習機会を提供していくことができ、かつ持続可能な施設の運営を行うため、近隣地域や関係団体、民間事業者との連携も含めた工夫改善が必要であると考えています。

また、市民のニーズを把握するとともに、現代的・社会的課題に応じた講座を展開し、学習機会の充実を進めます。そして、学校・家庭・地域の連携を目指しつつ、啓発や支援する機会を設けることが大切であると考えています。芸術文化に関わる事業も含めて、公民館及び関係団体と協力し、市民の自主的な活動機会の創出に努めます。

未来に向けて市民自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくとともに、一人ひとりが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることを目指します。

(4) 今後のスケジュール

年度	教育振興基本計画	桜井市総合計画	桜井市教育大綱	桜井市教育推進プラン	桜井市教育アクションプラン
R2					
R3		第6次 策定			
R4			第2期 策定		
R5	第4期 策定	前期5年		新規 策定	R6年度 策定
R6				(R6~R8)	1月 R7年度 策定
R7					1月 R8年度 策定
R8		後期5年 (~R12)	10月 第3期 策定	10月 次期 策定	1月 R9年度 策定
R9			第3期 教育大綱	次期教育推進プラン	1月 R10年度 策定

基本方針1 自ら学ぶ力をはぐくむ

(1) 実現に向けて

① 幼児教育の充実

- 家庭・幼稚園・保育所・地域など様々な場での生活や遊びを通して心と体の発達を図る。
- 保育者や友だちと相互に関連し合い、学びの土台となる体を動かすことや「聞く・話す・考える」経験を重ねさせる。
- 幼児自身が自発的・能動的に環境と関わり、遊びを中心とした生活の中で自らの生活と関連付けながら、好奇心や自尊感情を育む。

② 学校教育の充実

- 児童生徒の基礎学力の定着に努める。
- 基礎的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力を形成する。
- 英語教育やICT教育の充実により社会の変化を踏まえた学力の向上を目指す。
- 児童生徒の学力や学習状況を把握するため、学力調査を実施する。
- 授業改善を図るため、教科等研修会や校内研修の充実に努める。
- 一人一台のパソコン端末を効果的に活用するための教職員研修を定期的に行う。
- 情報リテラシーの育成に継続的に取り組む。

③ 生涯学習の推進

- 生涯学習に対する市民のニーズに応じ、地域の実情にあった学習機会の充実に努める。
- 地域への愛着をはぐくむ「桜井市の歴史や文化財」に関する講座を定期的に行う。
- 地域交流の場として、老朽化への対処を行い、公民館や図書館の利用促進を目指す。
- 文化芸術の発表機会を設け、市民の活動意欲向上を目指す。
- 時代ニーズに応じた家庭教育事業の実施と、家庭教育の広報啓発に努める。
- 生涯学習の成果を地域社会に活かすための機会の創出に努める。

(2) 現状と課題

幼児教育においては、日常的な生活や遊びを通して心身の発達を図ることが必要である。保育者や友だちとの関係の充実を図るとともに、幼児個々の状態に応じた学習環境を整えることが求められる。今後、幼稚園と保育所の統合による認定こども園が開設されることも踏まえ、幼児期における教育・保育の内容と小学校へのスムーズな接続を図る取組を充実させる。

学校教育においては、児童生徒が自らの学力及び学習の状況を把握して学力の伸びや課題を確認したり、1人1台端末を活用したりする等、主体的に学び続けようとする意欲を向上させる取組を進め、学力の向上を図る。特に、特別支援学級等においてICTを積極的に活用し、才能や個性に応じた学習を進める。

社会教育においては、市民ニーズの把握並びに施設の老朽化による活動機会の喪失が課題となっている。生涯学習の視点から市民のニーズに応じた取組に努めるとともに、個別施設計画に基づく計画的な修繕と施設の利用促進が求められる。

(3) 実現目標

【幼児教育・学校教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	幼児理解に基づく環境構成と取組の評価・改善 ア 環境構成の工夫 イ 取組の評価・改善	園内研修実施回数	指導主事訪問指導 教員アンケート
②	授業づくりの工夫 ア 授業改善に向けた取組 イ 読み解く力の育成 ウ 探究的な学習の推進 エ ユニバーサルデザインの視点	ICTの活用状況 (指導者用デジタル教科書の活用を含む) 学習者用デジタル教科書の積極的な活用 教員の指導力向上 学習意欲の向上 教室環境、視覚支援、授業展開の工夫	指導主事訪問指導 授業でのICTの利用率 教員研修実施回数 (オンライン研修を含む) 研究校の指定 (指導主事訪問指導) 学力学習状況質問紙調査 指導主事訪問指導 学校評価
③	ICTを活用した個別最適な学びの実現 ア Chromebookを活用したデジタルAIドリルの利用 イ 特別支援学級等の授業でChromebookを積極的に活用 ウ 学校情報化の推進	児童生徒の利用 学校情報化診断システム	使用頻度 学力学習状況質問紙調査 児童生徒アンケート チェックリスト各項目のレベル
④	学力学習状況調査の継続実施 ア 全学調 イ 独自調査	個人及び集団の学力の伸び・学習意欲を継続して把握	学力学習状況調査 ・平均正答率等 ・質問紙調査
⑤	情報リテラシーに関する取組 ○情報リテラシーの向上	「情報モラル学習サイト」等を利用したWeb学習や外部講師の活用状況	授業実施回数
⑥	読書の推奨	○教員による本の読み聞かせ(読み方の工夫・本のChoice) ○児童生徒の読む意欲を高めるための具体的な取組	学校評価 学力学習状況質問紙調査
⑦	幼児教育と小学校教育の接続 ○幼保小の協働による架け橋期の教育の充実(5歳児から小学1年生の2年間)	○子どもの発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 ○架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立	「カリキュラム作成会議(仮称・新規)」による検討 (関係課・幼保小の担当者) 学校評価

【生涯学習】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	市民のニーズに応じた生涯学習講座等の充実 ア 生涯学習に関する市民ニーズの把握 イ 市民のニーズに応じた学級・講座の開催	参加者アンケート調査 実施回数	参加人数と満足度
②	「郷土」をテーマとした講座の定期的な実施	実施回数	参加人数と満足度
③	中央公民館主催講座の実施	実施回数	参加人数と満足度
④	図書館の利用促進を図る取組 ア 図書館に関する市民ニーズの把握 イ 指定管理者による自主事業 (学校や団体との連携)の実施	利用者アンケート調査 実施事業数	来館者数
⑤	文化振興に関する事業の実施(継続実施) ア 桜井市展 イ 子ども絵画展	実施内容の向上	出展数 来場者数と満足度
⑥	家庭教育に関する事業の実施(継続実施)	実施回数	参加人数と意識調査
⑦	生涯学習指導者バンクの活用	広報	登録者数、利用件数

基本方針2 深く考える力をはぐくむ

(1) 実現に向けて

① 幼児教育の充実

- 遊びの中で試行錯誤を繰り返し、知る・わかる・できるようになる喜びを十分に味わわせ、さらに取り組みようとする意欲を培う。
- 教育・保育現場の環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、保育士、教職員が自己啓発できる研修を実施する。

② 学校教育の充実

- 学ぶことに興味を持ち、社会の変化に向きあい生涯学び続ける意欲を培う。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、子どもたちの学習意欲を高める。
- ギガ・スクール構想を推進するため、教育のICT化に向けた環境整備を進め、一人一台端末等のICT機器を活用した学習活動の充実を図る。
- 学校現場の様々な課題に対応するため、効果的な教職員研修を実施する。

(2) 現状と課題

学校教育において「主体的・対話的で深い学び」を充実させるためには、カリキュラムマネジメントとして、「単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、『習得・活用・探究』のバランスを工夫することが大事」とされている。すでに身に付けた各教科固有の「見方・考え方」を『習得・活用・探究』という学びの過程で活かすことを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「見方・考え方」がさらに豊かなものになるという関係がある。「探究的な学び」は総合的な学習の時間に専ら行うものということではなく、すべての教科で保障することの大切さが指摘されている。

ICTを積極的に活用して個別最適な学びに取り組むことは、学習に遅れのある児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・不登校の児童生徒・特定分野に特異な才能のある児童生徒を含め、全ての子どもたちが得意分野や特性に応じて活躍できる機会や出番を設けることが期待できる。

(3) 実現目標

【幼児教育・学校教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	教員の指導力向上	指導主事訪問指導 教員研修の実施回数 (オンライン研修を含む)
②	ICTを利用した個別最適な学びの実現	前述	前述
③	教職員の資質向上 ～オンライン(対面)で実施 ○専門性の向上に関わる継続的な研修 ○学校や幼児児童生徒の課題解決に向けたもの ○ICT関係	研修実施数 参加人数	受講者の満足度アンケート

④	探究的な学習の推進	前述	前述
⑤	オンライン授業の実施	オンライン学習 day・ オンライン授業参観の 実施	実施学校数 実施回数

基本方針3 豊かに生きる力をはぐくむ

(1) 実現に向けて

① 幼児教育の充実

- 基本的な生活習慣や社会生活に必要な習慣や態度を養う。
- 全生活の中で豊かな心情を養い、物事にかかわろうとする意欲やねばり強くやりぬく態度を養う。
- 身近な大人への信頼感・安心感を基盤として、人とつながり、自分たちで協力して遊んだり生活したりする楽しさを味わわせる。
- 他の幼児と共に活動することの楽しさを味わいながら、約束事やきまりがあることを知り、それらが必要なことを理解させる。
- 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一の施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を目指す。

② 学校教育の充実

- 豊かな感性と社会性を身に付け、自他を尊重する児童生徒を育成する。（第2期桜井市教育大綱「めざす子ども像」より）
- 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保し、専門機関等と連携しながら、それぞれの特性を生かして主体的に学ぶことのできる機会を保障する。
- キャリア教育の充実を図る。

(2) 現状と課題

認知能力と非認知能力の間には、ほぼ一体といってよいくらい密接な関係があることが、様々な調査研究等により指摘されている。非認知能力を高めるためには、幼児期にはじまる「アタッチメント」の形成が重要であり、子どもたち自身がそれを感じ取ることができるような環境づくりが大切とされる。

認知能力：学力テスト等で数値化して評価できる能力

非認知能力：認知能力以外の能力全般のことで、思いやり・自信・協調性などの数値化できない能力

特別な支援を要する幼児児童生徒や不登校の児童生徒等、支援を必要とする幼児児童生徒が多くなっている。一人ひとりに必要な支援を行い、誰もが安心して学ぶことのできる学校づくりを進める。

(3) 実現目標

【幼児教育・学校教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	非認知能力の育成	教員の指導力向上に向けた研究校の指定 (指導主事訪問指導)	学力学習状況質問紙調査
②	支援を必要とする児童生徒に対するサポート ア 通級指導の推進 イ スクールカウンセラー（SC）の派遣 ウ スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣 エ 巡回相談員の派遣 オ 特別支援教育支援員の配置	派遣時間	
③	不登校の児童生徒への対応	適応指導教室の活用 オンライン学習の準備 教員研修の実施 (オンライン研修を含む) 不登校支援の見直し	登録者数 研修回数 受講者の満足度アンケート 学校評価
④	社会生活上のルールの遵守	権利条約等の学習 応用行動分析学に基づく メソッドの導入	授業実施状況 研究校の指定 (指導主事訪問指導) 教員研修の実施 (オンライン研修を含む)

(1) 実現に向けて

- ① 幼児教育の充実
 - 運動遊びの中で体を思いきり動かしたり様々な動きを楽しんだりして、体を動かす気持ちよさを味わわせ、基本的な運動能力を身に付けさせる。
 - 健康や安全、食に関する様々な活動や経験を通して、生活するために必要な習慣や態度を身に付け、進んで行動できるようにする。
- ② 学校教育の充実
 - 運動やスポーツの楽しさを体験し、生涯にわたって年齢や生活環境に応じた運動・スポーツに親しもうとする意欲を育成する。
 - 日常生活の様々な体験を通して、健康・安全や食に関する知識を身に付けさせ、自ら健康な生活を送るための生活行動を確立させる。
 - 災害や事故等の危険から自らの身を守る判断力や行動力を身に付けさせるとともに、地域の一員として活動しようとする意識を養う。
- ③ 生涯スポーツの推進
 - ニュースポーツの体験イベントを実施し、スポーツに興味を持ってもらえる契機とする。
 - 時代の変化や年齢等に応じた市民ニーズの把握に努める。
 - 社会体育施設の整備を進め、施設の利用促進を図る。
 - 世代に応じたスポーツ教室や事業を実施し、スポーツに親しむ機会を提供する。
 - より広く市民が参加できるようなスポーツイベントの運営に努める。

(2) 現状と課題

スポーツ庁が小中学校の児童生徒を対象として毎年実施する『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』（以下「体力等調査」という。）では、「令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響によって児童生徒の体力は低下傾向が続いていたが、令和5年度調査における体力合計点は、前年度と比較して全体として横ばい、向上傾向であったこと」「1週間の総運動時間が60分未満と回答した児童生徒はここ数年間で増加傾向にあり、特に、中学校女子では、運動時間が0分の割合が21.0%となっていること」が明らかになった。同調査による児童生徒の基本的な生活習慣では、「朝食欠食やスクリーンタイム（学校以外でテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を視聴する時間）が年々増加」しており、運動時間とスクリーンタイムのバランスに留意することが必要とされている。

令和4年3月に閣議決定された『第3次学校安全の推進に関する計画』では「児童生徒等が自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること」を目指す姿とし、学校安全に関する組織的取組を進めるとともに、コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組を推進することが示された。また、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実を図るため、関係機関との連携強化を進め、学校における実践的な避難訓練の実施や災害発生時を想定した環境整備に努めることが示された。

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、学校教育の一環として行われてきた。体力や技能の向上を図り、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上・自己肯定感・責任感・連帯感の涵養に資するなどの教育的意義を有してきた。しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている。また、専門性や意思の有無に関わらず教師が学校部活動顧問を務める指導体制を維持することは、教員の働き方改革が進む中、一層厳しくなっている。今後も生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方を見直し、持続可能な活動環境を整備することが求められている。令和4年12月に国が示した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を踏まえ、桜井市においても中学校における学校部活動の社会教育としての地域クラブ活動への移行を進める必要がある。

社会教育においては、第6次桜井市総合計画のための市民アンケート（平成31年1月）で「住みよい・住みにくい理由」を調査している中で、『体育館やグラウンドなどのスポーツ施設』を「住みにくい理由」として回答している割合が「住みよい理由」として回答している割合を上回っており、スポーツ環境に課題があると考えられる。あらゆる世代が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせるように、市民ニーズに応じた環境の整備を図る必要がある。また、地域におけるスポーツの普及を推進することも求められている。

(3) 実現目標

【幼児教育・学校教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上	体力づくりの取組 好事例の共有	体力等調査

②	登下校の安全確保 (学校運営協議会と学校安全会議・PTA 活動による取組の整理)	学校運営協議会による取組 通学路安全点検の実施	ボランティア人数 改善率
③	基本的な生活習慣の確立 ア 保護者アンケート(幼)の実施 イ 児童生徒アンケート(小中)の実施 ウ 保護者等への周知 エ 食など生活習慣に関する指導	アンケート実施 アンケート実施 学校だより等の発行 給食センター栄養士等による訪問授業の実施	アンケート結果 学力学習状況質問紙調査 発行回数 実施回数
④	学校部活動の見直し ○部活動指導員の増員 ○地域移行(地域クラブ活動)に向けた検討	部活動指導員の状況 関係課・関係団体による協議	部活動指導員数 実施部活動数 地域移行推進計画等の策定
⑤	災害対応訓練の実施 ア ナラシイクアウト訓練への参加 イ 避難訓練、引き渡し訓練の実施 ウ 実施計画等の作成を市危機管理課と連携 関係機関・外部団体との連携	訓練への参加 訓練の実施 連携会議(仮称・新規)の開催	参加学校数 実施回数 開催日数

【生涯スポーツ】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	e スポーツ体験事業を実施	実施回数	参加人数と満足度
②	体育施設の利用促進を図る取組 ア 体育施設に関する市民ニーズの把握 イ 市民ニーズに応じた施設運営の検討	利用者アンケート調査 検討実施	体育施設の利用人数
③	世代に応じたスポーツ教室・事業の実施 ア ジュニアスポーツ教室 イ シルバースポーツ教室	実施回数 実施回数	参加人数と満足度 参加人数と満足度
④	スポーツイベントの運営方法について ア 市民体育祭 イ 市民体育大会 ウ ウォーキングフェスティバル	アンケート調査	満足度
⑤	学校部活動の地域移行 ○地域クラブ活動に関する検討	関係課・関係団体による協議	地域移行推進計画等の策定

基本方針5 自他ともに尊重する心をはぐくむ

(1) 実現に向けて

- ① 幼児教育の充実
 - 同年齢や異年齢の友だちと一緒に遊ぶ中で友だちの思いにふれることを通して、他の幼児の存在が大切であることに気付かせる。
 - 身近な自然とふれあい、遊びの中で生命の尊さに気付き、いたわったり大切にしたりする心を育てる。
- ② 学校教育の充実
 - 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」、他者の生命や人権を守ろうとする知識・技能・態度を育む教育の充実を図る。
 - 「隠れたカリキュラム」を意識した「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の取組を進める。(「第三次とりまとめ」より)
 - 授業研究や先進的な資料に基づく研究活動を進め、教職員の指導力の向上・指導法の工夫と改善に努める。

(2) 現状と課題

桜井市の学校では子どもたちの人権意識の育成に努め、人権尊重の視点に立った指導を行い、大きな成果を挙げてきた。今後は、これまでの取組の実績を踏まえ、令和4年3月に「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」が発表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」に示された人権教育の総合的な推進としての3つの課題と領域(①人権教育の充実を目指した教育課程の編成、②人権尊重の理念に立っ

た生徒指導、③人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり)を取り込んだ取組をさらに重ねることが大切である。その際、学習指導要領及び改訂された「生徒指導提要」の内容を含めて取り組むことが必要である。

文部科学省が平成20年・24年の2回にわたって全国の小中高校を対象に「人権教育の取組状況調査」を実施。その結果について、調査の中心となった「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」の席上において、「日本における人権教育が情緒的ともいえる点を重視して進められ、知識やスキルを軽視しているのではないか」という危惧の念が表明された。

国連総会で採択されたSDGsのターゲット4.7では「現代的人権教育は人権について学ぶだけではなく、持続可能な開発のための教育(ESD)、男女平等、平和と非暴力、グローバル・シティズンシップ、多文化共生、開発教育などと結びついて進められるべきである」とされている。

令和5年3月に桜井市が策定した『桜井市人権施策に関する基本計画』では、人権に関する市民意識調査結果を踏まえ、桜井市における人権の現況について次のように示している。

- ① 「今の社会で人権が大切にされていると思うか」という質問に対して、「大切にされている」と肯定的な意見を示した人は、65.7%。前回調査では、過半数が否定的な意見を示したことから、全体的には「人権が大切にされている」という実感をもつ市民が増えていると考えられる。
 - ② 「人権が尊重される社会の実現に向けて、今後必要となる取組」について尋ねたところ、「保育所、幼稚園、学校での人権教育を充実させる」が66.8%、「住民やNPO等による人権尊重に向けた取組を支援する」が38.0%となり、地域社会がどのような役割を果たし取組を進めていくのかという視点を明確にする必要がある。
- Society5.0の社会において重要なことは、「AIのプログラムの根底に人権擁護を組み込めるかどうか」であり、そのためには「人間が人権についてきちんと整理し、使いこなすことができるようになること」が不可欠であると言われている。

(3) 実現目標

【幼児教育・学校教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	人権教育の推進 ア 県『人権教育推進プラン』に沿った取組 イ 「隠れたカリキュラム」に配慮した取組 ウ 探究的な学習を取り入れた人権学習の推進	校内計画への位置付け 日常的な取組を推進 指導計画の作成	県人権教育調査(学校数) 学校評価 教員研修の実施 (オンライン研修を含む)
②	多様な人間関係を結んでいく力の育成 ア こども基本法や子どもの権利条約等、権利についての学習 イ 人種・民族・国家・性別・性的マイノリティ・障害の有無によらない関係づくりについての学習	指導計画の作成・実施 (探究的な学習)	学校評価
③	いじめ防止に向けた学習・早期発見の取組の実施	教材開発 (探究的な学習) いじめアンケート	学校評価 解消率 学力学習状況質問紙調査
④	生命の尊重 ア アニマルパーク(いのちの教育)との連携等 イ 市思春期健康教育事業(市けんこう増進課・市こども支援課との連携) ウ 教科学習(理科・保健体育・家庭科・特別の教科道徳等)	命の授業の実施 生命・保育等	
⑤	教職員研修(人権教育) ア 人権教育学習資料の活用 イ 県・市の教育委員会が主催する研修会、県人権教育研究会・市人権教育研究会主催研修会等への参加	資料の活用 研修会への参加 人権施策課との連携	学校数 参加者の割合

基本方針6 地域の中で学びを深める

(1) 実現に向けて

- ① 幼児教育の充実
 - 保育者だけでなく地域の人との関わりを大切に教育・保育を行う。
 - 幼稚園近くにある自然の多い場所や高齢者等の施設への訪問、地域の行事への参加や地域の人々の幼稚園訪問などの機会を通じて、老人会や作業所等、地域の人たちと触れ合う機会を設ける。

- ② 学校教育の充実
 - 小中学校の連携強化を図り、児童生徒の課題の克服に努める。
 - 地域の歴史文化遺産に関心を持ち、自分たちの住む地域を誇りに思う心を育てるため、地域の特色を活かした教育を推進する。
- ③ 地域教育の充実
 - 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを地域で守り育てていく意識づくりと体制の整備に努める。
 - 子どもたちの健やかな成長を促す地域の活動や社会教育団体への支援を行う。
 - 子どもたちを取り巻く社会環境の変化などで生じる様々な悩みに対応するため、相談窓口を設置し、就学相談、教育相談、子育ての悩みに対し関係機関と連携をとる。
 - 子ども・若者が夢と希望をもってチャレンジする活動への支援を行う。

(2) 現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、日本の人口は2053年には1億人を切って9,924万人となり、2065年には8,808万人になると推計されている。65歳以上人口と15～64歳人口の比率をみると、1950年には65歳以上の者1人に対して現役世代（15～64歳の者）が12.1人いたのに対して、2020年には現役世代2.1人となり、2065年には現役世代1.3人が65歳以上の者1人を支えていかななければならないことになる。

「超スマート社会」と言われる Society5.0 では、AI やビッグデータ、IoT などのテクノロジーを駆使し、徹底的な効率化と最適化を図って生産労働人口減少の中でも高齢者を支え、活力ある日本社会を維持することが目指されている。これは、「活力ある、よりよい社会を創っていける人材育成」が求められていることを意味する。

幼稚園教育要領・学習指導要領（小中学校等）が示す「社会に開かれた教育課程」は、教育課程や教育を取り巻く危機、教育理念を学校と地域社会が共有して「地域社会総ぐるみ」で学校・子どもの課題と地域社会の課題の解決を図っていくことを意味する。より高次なレベル（参画・協働）で学校と社会が手を取り合って教育を創っていくことが求められる。

社会教育においては、コミュニティ・スクール導入後の支援や学校・家庭・地域の連携強化が求められている。地域や家庭で共に学び支え合う持続的な地域コミュニティの基盤形成を目指し、市民一人ひとりが当事者として地域社会の担い手となるような取組を進める。

(3) 実現目標

【幼児教育・学校教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	教科・総合的な学習の時間における探究的な学習の推進 ア 地域の教育リソースの活用 イ 郷土学習の充実 ○観光まちづくり課・観光ボランティアガイドの会等との連携	市文化財課・関係団体との連携 地域人材の活用	連携・協働した事業所等の数
②	防災教育の推進 ○関係機関・市危機管理課・関係団体・大学等との連携 ア 防災教育の実施 イ こども防災リーダー（仮称・新規）の養成 ウ 認知症サポーターの養成 エ 森林環境教育の活用	教育課程に位置づけるこども防災リーダー養成講座受講 （市危機管理課と連携） 認知症サポーター養成講座受講 （市高齢福祉課と連携） 学習内容の充実 出前授業等の実施	連携先数 教育課程に位置づける受講・認定者数 受講・認定者数 実施報告書（年度末）

【地域教育】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	教育相談活動 ア 相談窓口の啓発 イ 関係機関との連携	相談カードの作成枚数 会議の実施回数	
②	青少年の健全育成に関する取組 ア 青少年センター指導員への研修 イ 青少年健全育成集会の実施	実施回数 実施回数	アンケート結果 アンケート結果

③	指導・巡視活動 ア 防犯・交通安全巡視（定期巡視・早朝巡視） イ 合同指導 （少年サポート強化デー・長期休業等） ウ 学校訪問（小・中）	実施回数 実施回数 実施回数	
④	広報・啓発活動 ア 広報資料の作成・配布 イ 広報車による啓発活動	作成枚数 実施回数	
⑤	児童生徒に関する諸問題の調査・分析	生徒指導活動状況調査 の集計と分析	
⑥	社会教育団体への支援	補助金の交付額	団体会員数
⑦	子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金の支給	制度の周知	支給件数

【コミュニティ・スクール】

	取組内容	活動指標	成果指標
①	地域に開かれた学校づくりの推進 ア コミュニティ・スクールの組織づくり ＜コミュニティ・スクール関係＞ ・学校運営協議会 ・地域学校協働活動（コミュニティ協議会） ・学校安全会議 ・PTA ・その他 ＜関係団体との連携＞ ・自治会、自主防災会 ・地区体育協会 ・地区人権教育推進協議会 ・その他 イ 学校評議員の有効活用（幼稚園） ウ 広報活動	組織づくり ・従来の組織・連携をス クラップし、再構築 （スクラップ&ビルド） ・PDCA サイクルの確立 ア 計画の策定 イ 実施・実行 ウ 評価 エ 修正 評議員会議の開催 HP 掲載 チラシ配布	実施報告書(年度末) 開催回数 HP 掲載数 チラシ配布数
②	コミュニティ・スクールに関する研修会の開催	実施回数	運営協議会委員の出 席率 アンケート結果

おわりに

教育の目的は、「人格の完成を目指す」（教育基本法第 1 条）ことであり、家庭教育・幼児期の教育・学校教育・生涯学習を通じて行われなければなりません。義務教育は、家庭教育及び幼児期の教育をベースとして行われるものです。桜井市では、令和 6 年度より幼稚園教育に関する業務を『こども家庭部こども支援課』が担当することとなりましたが、本教育推進プランには、幼稚園において行われる内容を「幼児教育」として取り上げています。

変化を予測することが難しい社会では、常に現状を把握し、計画や取組を修正・改善することが求められます。

市教育委員会が所管する事業・取組は、終了後速やかに評価して成果・効果を確認し、課題を抽出して事業・取組の修正を継続して行います。本教育推進プランに掲載している取組は、3 年を目途に「取組の継続・廃止及び新規事業の立ち上げ」を検討することとします。

子どもたちがその才能を伸ばし、学校・地域が子どもたちや地域住民の皆さんにとって魅力あるものとなるよう取組を進めていきます。